

## 会費の優遇措置に関する規則

- 1 本規則は、会費規程第2条に基づく会費の優遇措置について定める。
- 2 四年制大学の学部卒業後2年以内で、卒業証明書を提出した者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。
  - 2 卒業証明書による優遇措置の期間は、原則として卒業より2年以内とし、期間内に原本を提出する。ただし、卒業より1年を越えて提出された証明書によって、前年度会費に対して優遇措置を適用することはできない。
- 3 大学院に在学し、在学証明書を提出した者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。
  - 2 優遇措置は、修士課程、博士課程、博士前期課程、博士後期課程、大学院研究生、及びその他常務理事会が同等と認める者で、在学証明書を提出した者を対象とする。学部在学学生、及び科目等履修生は優遇措置を認めない。
  - 3 在学証明書による優遇措置の期間は、原則として発行日の属する年度内のみとし、期間内に原本を提出する。
- 4 夫婦とも正会員で、かつ第2条及び第3条に該当せず、書面により機関誌配布の辞退を申請した一方の者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。
  - 2 夫婦会員の申請は、優遇措置適用の前年度末までに行うものとする。ただし適用にあたっては、前年度までの会費を納めていることを要する。
  - 3 会費の支払は、夫婦とも個別に行うものとする。
- 5 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

### 附則

- 1 本規則は平成22年7月25日より施行する。ただし、平成23年度以降の会費に対して適用するものとする。
- 2 本規則は、平成23年4月1日より施行する。